

# 船員法の改正について

---

北海道運輸局海上安全環境部  
船員労働環境・海技資格課

# 今回の船員法等改正の主な変更点について

- (1) 労務管理の体制
- (2) 労働時間の把握・記録方法
- (3) 労働時間の範囲
- (4) 雇入届出の見直し、  
働き方改革の実効性確保
- (5) 適正な就業機会の確保  
(船員職業安定法の改正)
- (6) 船員の健康確保  
(船員労働安全衛生規則等の改正)
- (7) 多様な働き方の実現

# (1) 労務管理の体制

## これまでの仕組みと問題点

- ✓ 使用者の責務が必ずしも明確でない
- ✓ 大半の事業者（陸上事務所）では、船内記録簿を元に労働時間を把握しているが頻度が低く、長時間労働や健康状態悪化をタイムリーに確認できない
- ✓ 労働時間の記録（船内記録簿）が、適切に記載されていない事例も



### 適正化

使用者が  
船員の労働時間を  
適切に管理する責務の明確化



法改正

（陸上の）事務所における  
労務管理責任者の選任



法改正

電子的な労働時間の  
記録方法の検討



船内記録簿の  
モデル様式の見直し



- ✓ 船員の労働時間の管理責任は船舶所有者にある
- ✓ 船舶所有者の役割は、以下の7項目



① 労務管理責任者の選任



③ 労務管理記録簿の備置き  
(船員の労務管理を行う主たる事務所)



② 労務管理責任者の知識の習得・向上を図るための措置

④ 船員への労務管理記録簿の写しの交付

⑤ 船員の労働時間の状況の把握

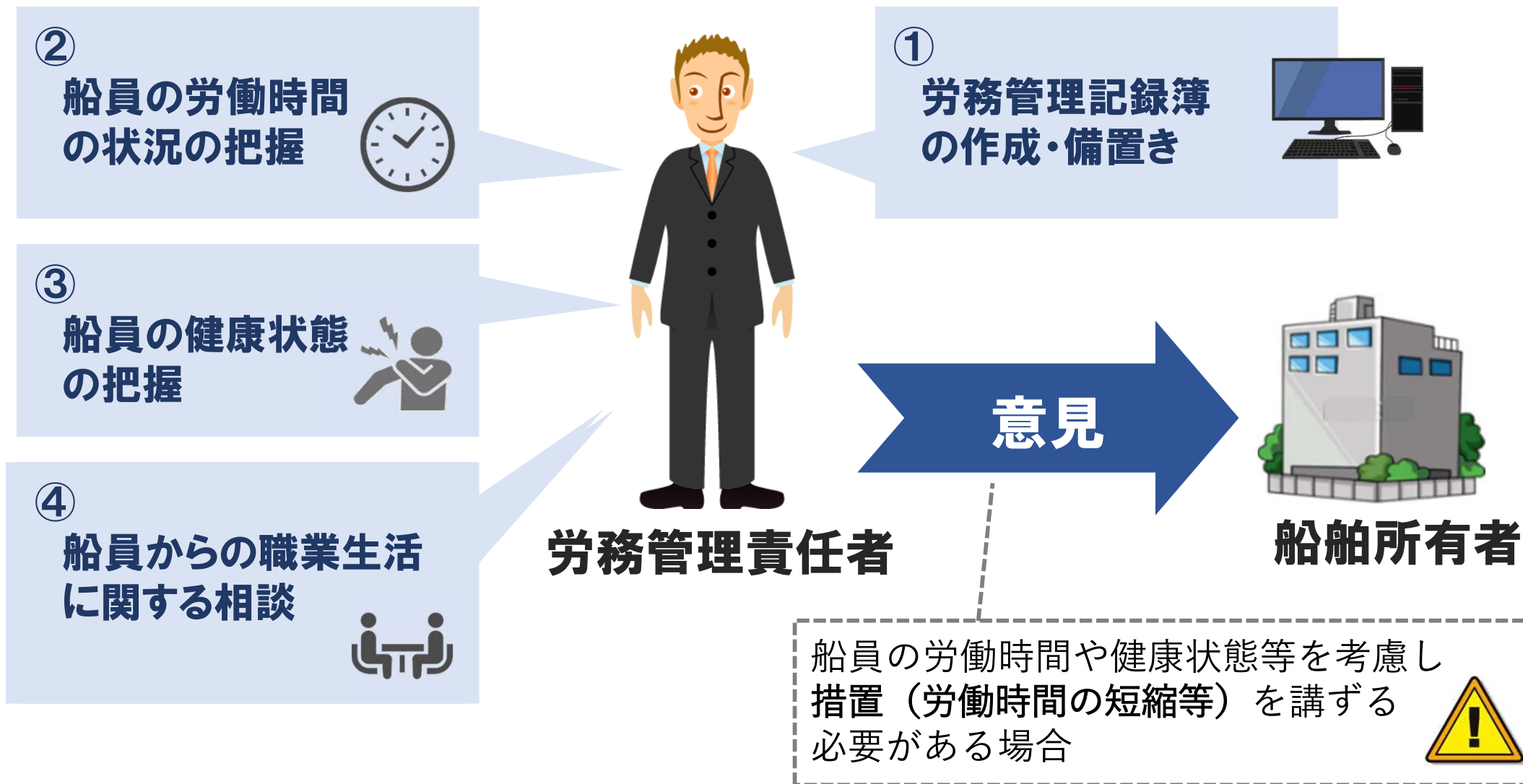


⑥ 労務管理責任者の意見を勘案した適切な措置の実施

⑦ ⑥のため、運航計画の変更に関する内航海運業者への意見

労務管理責任者の役割は

管理すべき事項 **4項目** + **船舶所有者への意見**



① 労務管理責任者の意見を踏まえ

② 船舶所有者は、必要な措置を実施

③ 船舶所有者は、措置を行うために運航計画の変更が必要な場合は  
内航海運事業者（オペレーター）へ意見を述べる



船舶所有者



※意見の際は  
船員の労働状況を表す  
データの提示も有効



オペレーター

## ②措置

- ・ 労働時間の短縮
- ・ 勤務時間の変更
- ・ 休日、有給休暇の付与
- ・ 作業の転換
- ・ 乗り組む船舶の変更
- ・ 乗下船の時期の変更
- ・ 研修の実施 ・ その他

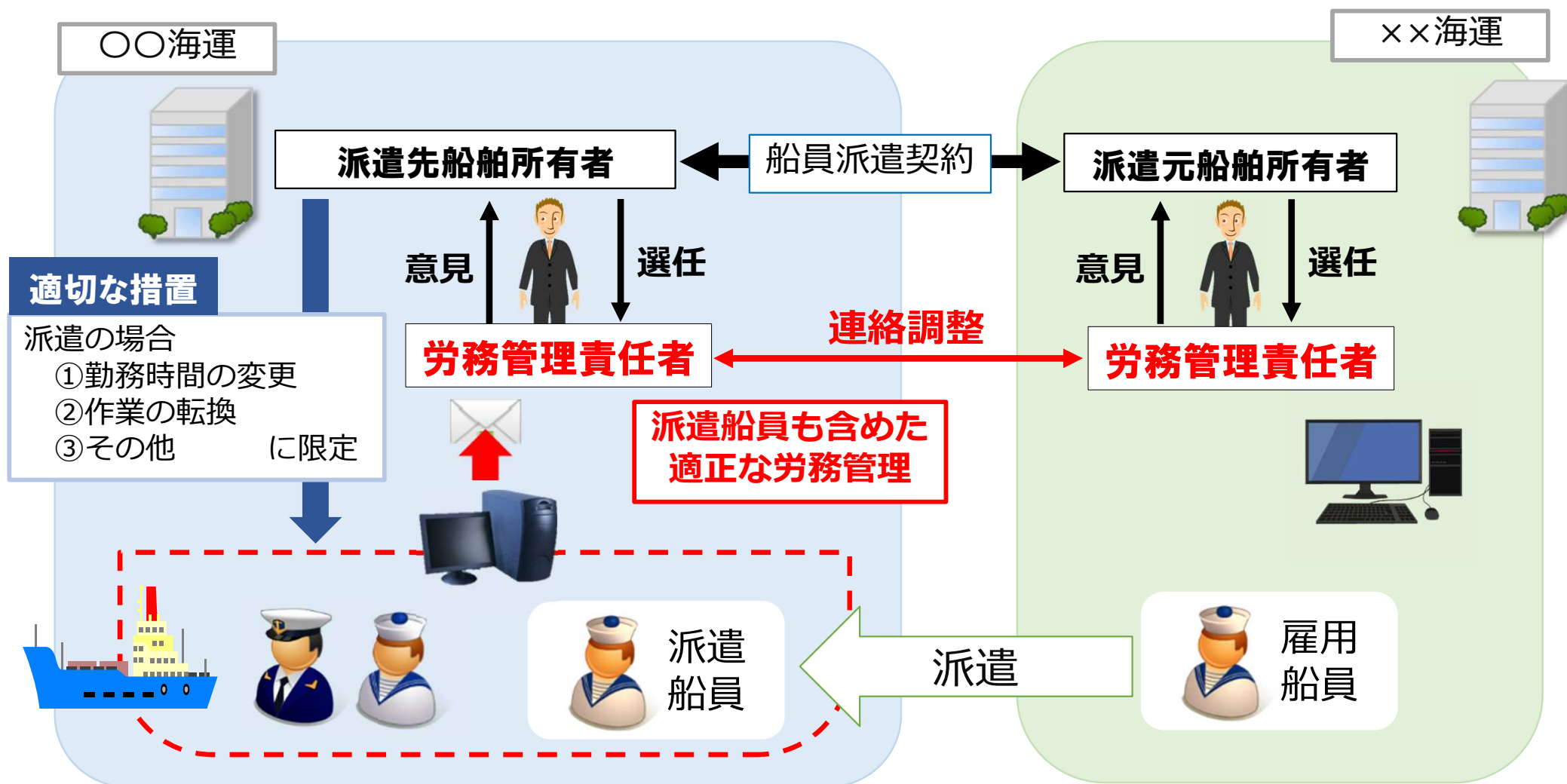
措置を行うに当たり  
船員の健康状態が  
良好でない場合は  
医師の意見を聴く



## 船員の 過労防止措置

※船舶所有者の意見を  
尊重する必要

- ✓ 船員派遣の場合は、派遣元・派遣先双方においてそれぞれ適切に労務管理を行う必要あり
- ✓ 双方の労務管理責任者間で密接に連絡調整を行うことが望ましい

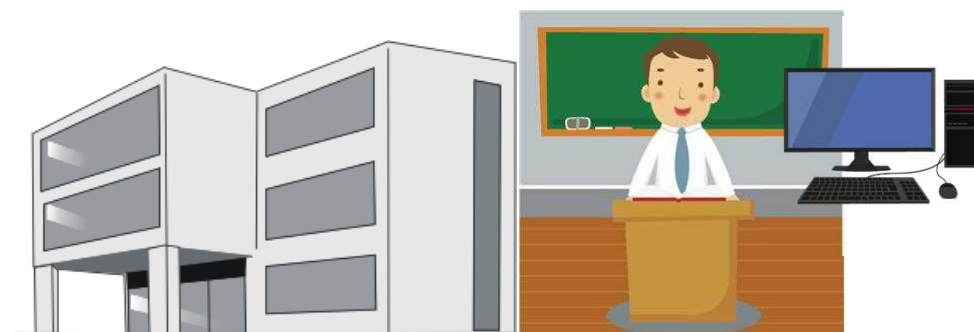




- ✓ 「労務管理責任者の**知識の習得・向上を図るための措置**」としては社内教育（OJT）、社外研修の受講等、様々なものが想定される
- ✓ 国が策定する推奨基準を満たした、**認定労務管理責任者講習**の受講を推奨

## （推奨基準項目案）

- ・ 講習科目（労務管理業務内容・関係法令等）
- ・ 講習時間
- ・ 講師、教材
- ・ 講習施設（ウェブ含む）



※ 現在内航総連において「認定労務管理責任者講習」を実施中。

## **(2)労働時間の把握・記録方法**

- ✓ 船員の**労働時間の状況の把握**は、**船舶所有者の義務**（労務管理責任者が管理）
- ✓ 把握方法の明確化
  - ⇒ パソコンその他の**電子計算機による**作業の開始・終了時刻の**記録**、  
タイムカードによる**記録等の客観的な方法**その他の適切な方法、と省令で規定

## 原則

**労働時間の把握**は、  
次のいずれかの方法による  
(集計の効率性や送受信の容易性のため  
電子的な方式が望ましい)

- ① パソコン、タイムカード等による  
**客観的な記録・報告を基礎として**  
作業開始・終了時刻、作業種類を記録
- ② **船長等が現認し**  
作業開始・終了時刻、作業種類を記録

## 例外

**自己申告制**によらざるを得ない場合

船舶所有者は**次の措置を講じる**

- ① 労務管理責任者、船長、船員に対する  
十分な説明等
- ② 申告内容と客観的な記録（AIS等）と  
の間に乖離があれば、実態を調査
- ③ 申告内容を船長等が補正する場合は  
履歴を残す

上記内容についてガイドライン（通達）を発出予定（令和4年4月から適用）



- 一 船員の氏名及び職名
- 二 基準労働期間並びに当該期間の起算日及び末日
- 三 乗り組む船舶の名称及び当該船舶に乗り組む期間
- 四 労働時間に関する次の事項
  - イ 作業の開始及び終了の時刻並びに当該作業の種類
  - 一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間（法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間を除く。）
- 八 一日当たりの法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間
- 五 休日及び有給休暇に関する次の事項
  - イ 法第六十二条第一項の超過時間が生じる一週間又は少なくとも一日の休日を与えられない一週間
  - イの超過時間
  - 八 休日（補償休日を除く。）が与えられた年月日及び日数
  - 二 与えるべき補償休日の日数
  - ホ 補償休日を与えられた年月日及び日数
  - へ 補償休日の付与の延期があつたときは、その旨及び理由
  - ト 与えるべき有給休暇の日数
  - チ 有給休暇を与えられた年月日及び日数
- 六 時間外又は補償休日に労働した年月日及び一日当たりの労働時間
- 七 休息時間に関する次の事項
  - イ 一日当たりの休息時間
  - 休息時間を分割した場合は、いずれか長い方の休息時間  
（法第六十五条の三第三項の規定により休息時間を三回以上に分割した場合にあつては、最も長い休息時間）

- ✓ 客観的・効率的な労働時間の把握等のため、各事業者の状況に応じて電子的な方法による記録・管理に順次移行することが望ましい

## 電子化への道のり

<現状>

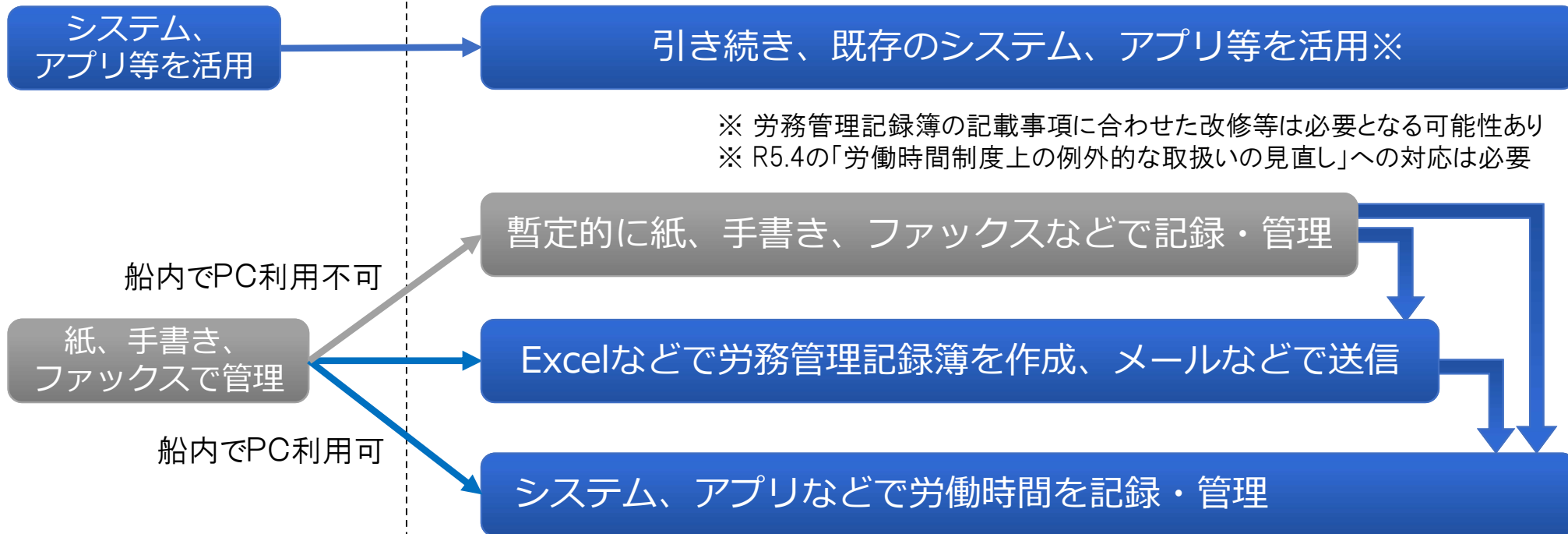
<制度改正後(R4年度以降)>

紙、手書き、ファックス

電子的な方法 (電子ファイル、メール、システム)

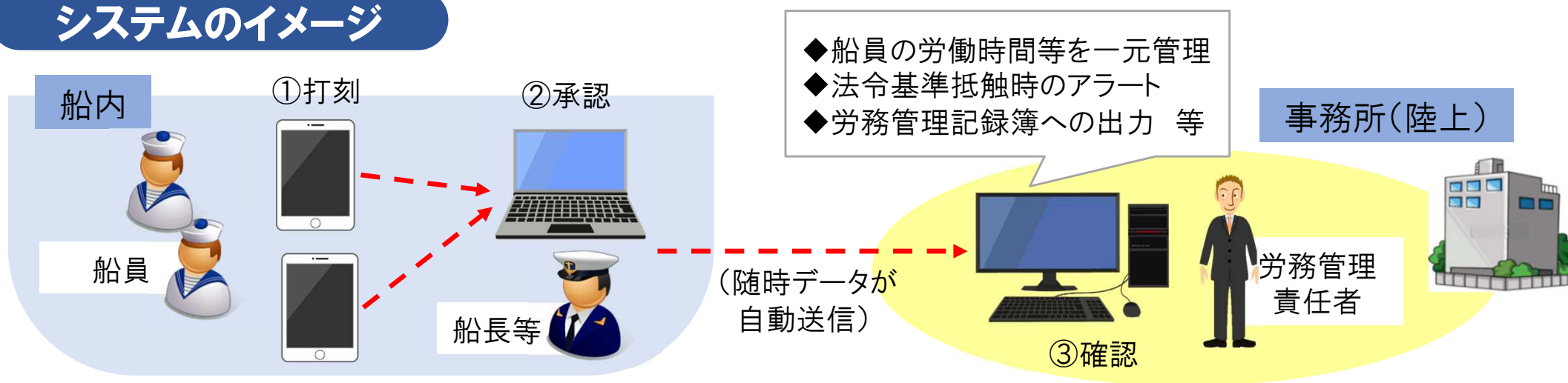
移行イメージ

各事業者の対応(例)



- ✓ 船上から離れた事務所において労働時間等の管理を効率的に行うため、システムの普及等の環境整備が必要
- ✓ 国土交通省では、労働時間管理システムの開発（要件定義書の作成等）や利用を推進

## システムのイメージ



令和3年度

令和4年度

令和5年度以降

国土交通省

要件定義書(システムの機能等)の作成・公表(R4.2~3)

システム試作

実船検証

要件定義書見直し

システム会社

労働時間管理システムの開発

海運事業者

システムによる電子的な労働時間の記録・管理(順次)

- ✓ 労働時間管理システムが普及するまでの間、労務管理記録簿を電子的に作成するツールとして、国土交通省ではExcelマクロデータを無償で提供

## Excelのイメージ

### ①労働時間等の記録(船員)

労働時間入力フォーム

年月日	
作業開始	
作業終了	
作業種別	

入力完了

自動反映

年月日	作業種別	労働時間	安全臨時労働	緊急作業
2022年4月1日	当直	4:00 ~ 8:00	2:30 ~ 4:00	~
	保守	15:00 ~ 16:00		
	当直	16:00 ~ 20:00		
2022年4月2日	当直	4:00 ~ 8:00	~	~
	出入港作業	9:00 ~ 10:00		
	事務作業	14:00 ~ 17:00		
~	~	~	~	~

労働時間確認時に船長が入力

労働時間等の反映

### ②労務管理記録簿の作成

- 1つのエクセルファイルで1名の船員の労働時間等の管理
- 法定基準に抵触した場合のアラート機能

労務管理記録簿

氏名	国土 太郎
乗船期間	2022/4/1~2022/5/31
船名	国土丸
職名	一等航海士
時間外労働協定の有無	有
補償休日労働協定の有無	有
休息時間分前協定の有無	有
基準労働時間	1日 8時間
基準労働時間を超えた日数	1日
休日(補償休日を除く)	付与日数 1日
補償休日	必要日数 1日
有給休暇	必要日数 15日

月日	作業の開始及び終了の記録	1日当りの労働時間	時間外労働	補償休日労働	1週間当たりの労働時間	補償休日が生じる週間	安全臨時労働	休日又は補償休日	有給休暇	休息時間	分別の多い方の労働数
4/1	2:30 4:00 8:00 15:00 16:00 20:00	8:00	1:00	0:00			1:30			13:30	7:00
4/2	4:30 8:00 9:00 10:00 14:00 17:00	8:00	0:00	0:00						16:00	7:00
4/3		0:00	0:00	0:00							
4/4		10:00	2:00	0:00							
4/5		9:00	1:00	0:00							
4/6		8:00	0:00	0:00							
4/7		11:30	3:30	0:00	55:30	①	8:00				
4/8		13:00	5:00	0:00							
4/9		14:30	6:30	0:00							
4/10		8:00	0:00	8:00							
9/27											
9/28					72:00						
9/29											
9/30											

作業の種類: 当直 保守 出入港 事務他 停泊中作業 供食 安全臨時労働 緊急作業

船内

船長

船員

事務所(陸上)

労務管理責任者

定期的にメール等で送信



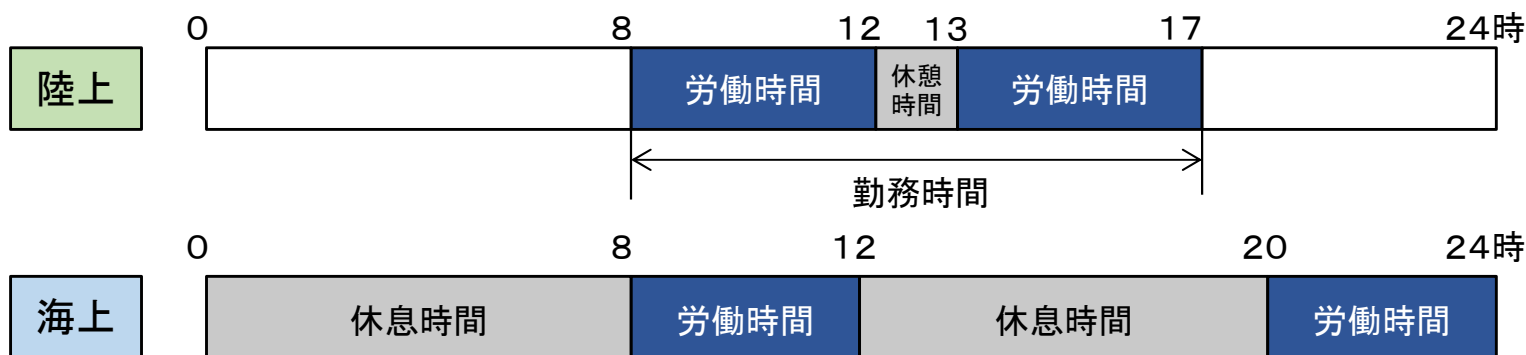
## (3)労働時間の範囲

## 海上労働の特殊性

- ✓ 入出港・荷役・通峡等の運航状況に応じた変則的な当直勤務体制
- ✓ 職住一致の労働環境

船員法において、

- 労働時間を1日8時間、1週間40時間（※）と規定  
（※）1週間当たりの労働時間は基準労働期間内の平均
- 最長労働時間を1日14時間、1週間72時間と規定



## これまでの仕組みと問題点

- ✓ 職住一体である船内の各種活動について、労働時間として取り扱うかどうか統一的に取り扱われていない
- ✓ 操練や引継ぎは、労働時間の上限の対象外とされ、割増手当の支払いも免除されるなど、労働時間制度上、例外的な取扱い



適正化

船員の「労働時間」の  
範囲の明確化

※令和4年4月に向け周知

労働時間制度上の  
例外的な取扱いの見直し

法改正

※令和5年4月施行

- ①防火操練、救命艇操練  
その他類する作業
- ②航海当直の通常の交代  
のために必要な作業

明確化、規制の見直し



労働時間



休息时间



労働時間の範囲の明確化のため、ガイドライン（通達）を発出済み

## 船員の労働時間とは（船員法第4条第2項）

船員が**職務上必要な作業に従事する時間**（※1）

（**海員**にあつては、**上長の職務上の命令**（※2）により  
作業に従事する時間に限る。）

※1 「作業に従事する時間」とは、実作業には従事していないものの労働からの解放が保障されていない場合も含む

※2 「命令」とは、明示の命令だけでなく、黙示の命令も含む。

「船長と船舶所有者との関係」又は「海員が上長との関係」で作業に従事することを余儀なくされている場合は黙示の命令があるものと考えられる



命令  
(明示・黙示)



## 労働時間の該当性の判断

作業の**職務性** (※1)

作業への**従事の義務付け** (※2) の**有無・程度**を踏まえ

「職務上必要な作業に従事する時間（海員にあっては上長の職務上の命令により作業に従事する時間に限る）」

と評価できるか否かを**個別具体的に判断**

※1 「職務性」については、船員が就いている役職上担っている役割や作業の性質等を踏まえ判断

※2 「義務付け」については、上長からの明示の命令や船内慣習等による黙示の命令の有無等を踏まえ判断

## 労働時間に該当(①~③)

## 労働時間に非該当(④~⑦)

(上長の命令(※1)による)  
「義務付け」あり

①当該船員が役職上担う役割に属し、  
上長の明示の命令がある作業

〈例〉総員配置命令に基づく入出港作業  
等

②当該船員が役職上担う役割に属するが、  
上長の明示の命令がない  
(黙示の命令がある)作業

〈例〉航海当直の交代作業  
等

③当該船員が役職上担う役割  
には属さないが、上長の命  
令がある作業

〈例〉上長の命令により、専ら他の船  
員のために行う調理  
等

⑥上長の指示を受けて  
行う私生活上の作業

〈例〉上長の指示により  
行った自室の私物の  
整理整頓  
等

④当該船員が役職上担う役割に属するが、  
上長の従事禁止命令がある  
作業

〈例〉労働時間超過を理由に機関長に禁  
止された時間外の不要不急な機関  
保守  
等

⑤当該船員が役職上担う役割  
に属さず、上長の命令もない  
作業

〈例〉自己研鑽のために行う、職務  
に関連した学習  
等

⑦船内における私生活

〈例〉船内の自室で自由に  
過ごすことができる  
時間  
等

(上長の命令(※1)による)  
「義務付け」なし

「職務性」あり

「職務性」なし

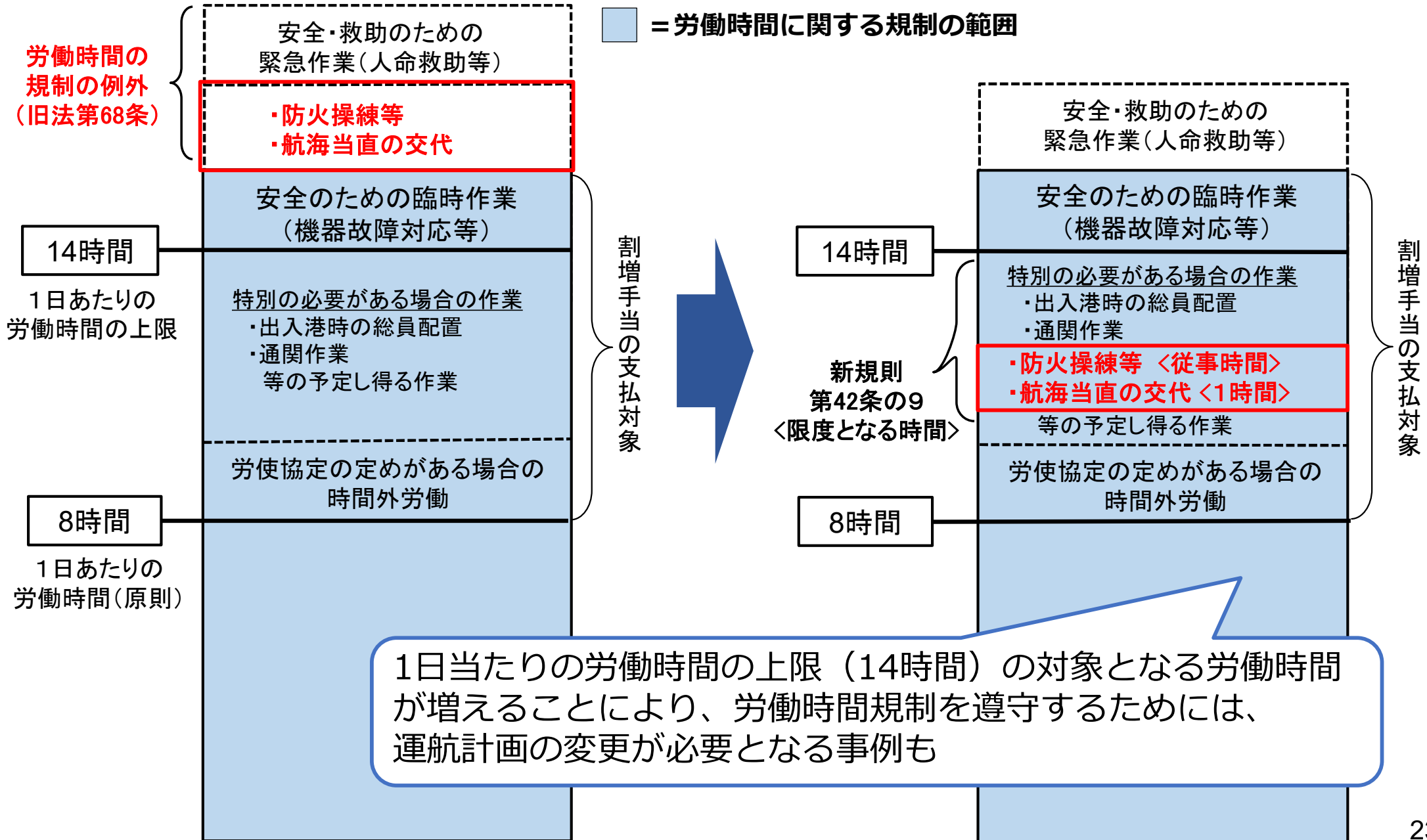
※1 「命令」には、黙示の命令も含む。

※2 個別具体的な事案に則した評価・判断が必要

# 労働時間制度上の例外的な取扱いの見直し(※令和5年4月施行)

## 改正前 労働時間(法第4条第2項)

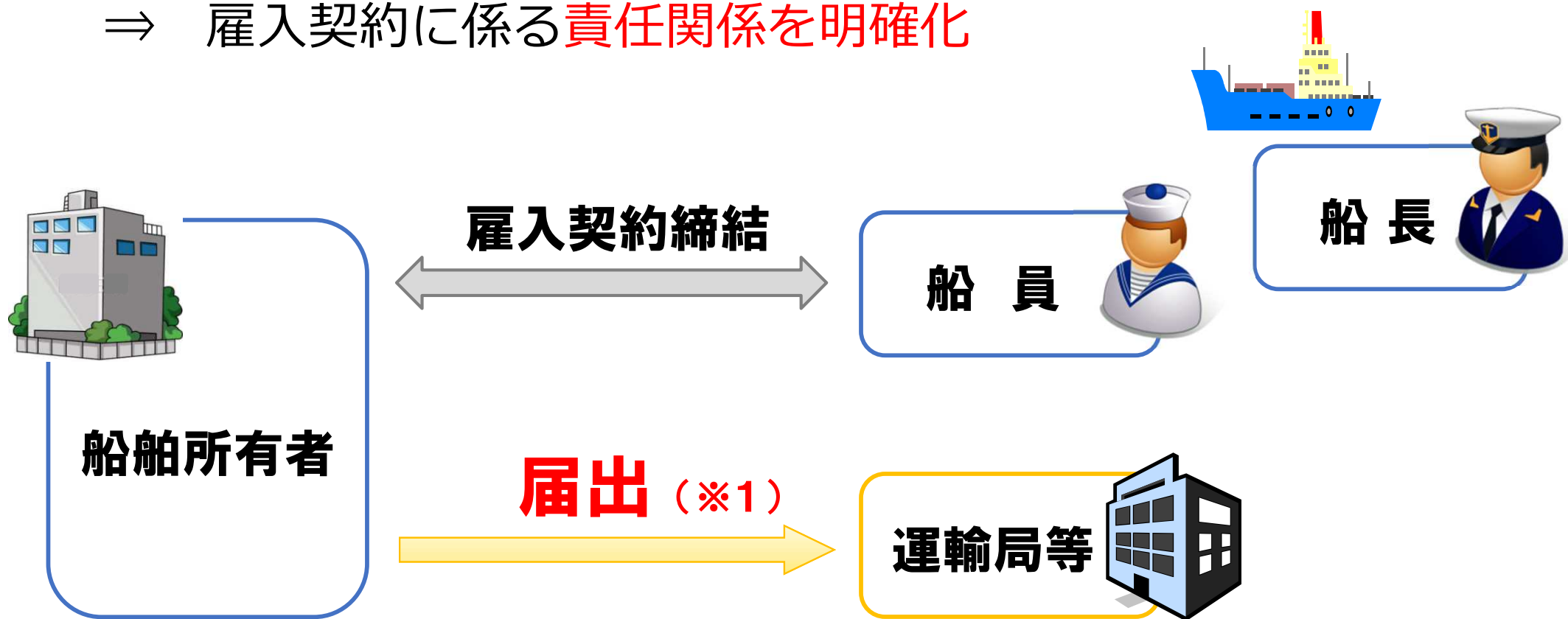
## 改正後



## **(4) 雇入届出の見直し、 働き方改革の実効性確保**



雇入契約の成立等の届出主体を船長から船舶所有者に変更  
⇒ 雇入契約に係る責任関係を明確化



※ 1 船内備置書類を添付する必要があるため、これまで同様に船長等が代理で届け出ることも可能

※ 2 このほか、船長に義務付けられていた、雇入契約成立等の際における、船員への海員名簿の提示と、確認の求めについても、削除

令和4年4月以降、**船員の労務管理**に関する項目は、

**主たる労務管理事務所で監査**

赤字：制度改正による見直し

## 船員労務監査

### 「船内の安全衛生管理状況」に係る監査

主な監査項目：

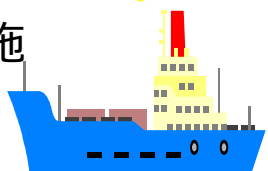
定員、航海当直体制、発航前検査、操練、  
医薬品・衛生用品等の備置、安全教育等

### 「船員の労務管理」に係る監査

主な監査項目：

労働時間、休日、有給休暇、  
給与その他の報酬等、雇入契約

訪船して実施

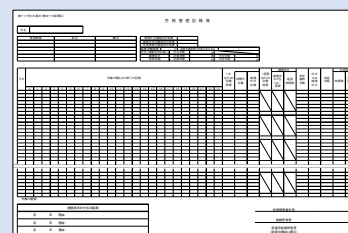


主たる労務管理事務所  
を訪問して実施



労務管理責任者

労働時間の記録



船名	船種	船員名	種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計	備考	

その他の  
帳簿類



労務管理に係る  
法令遵守状況を確認

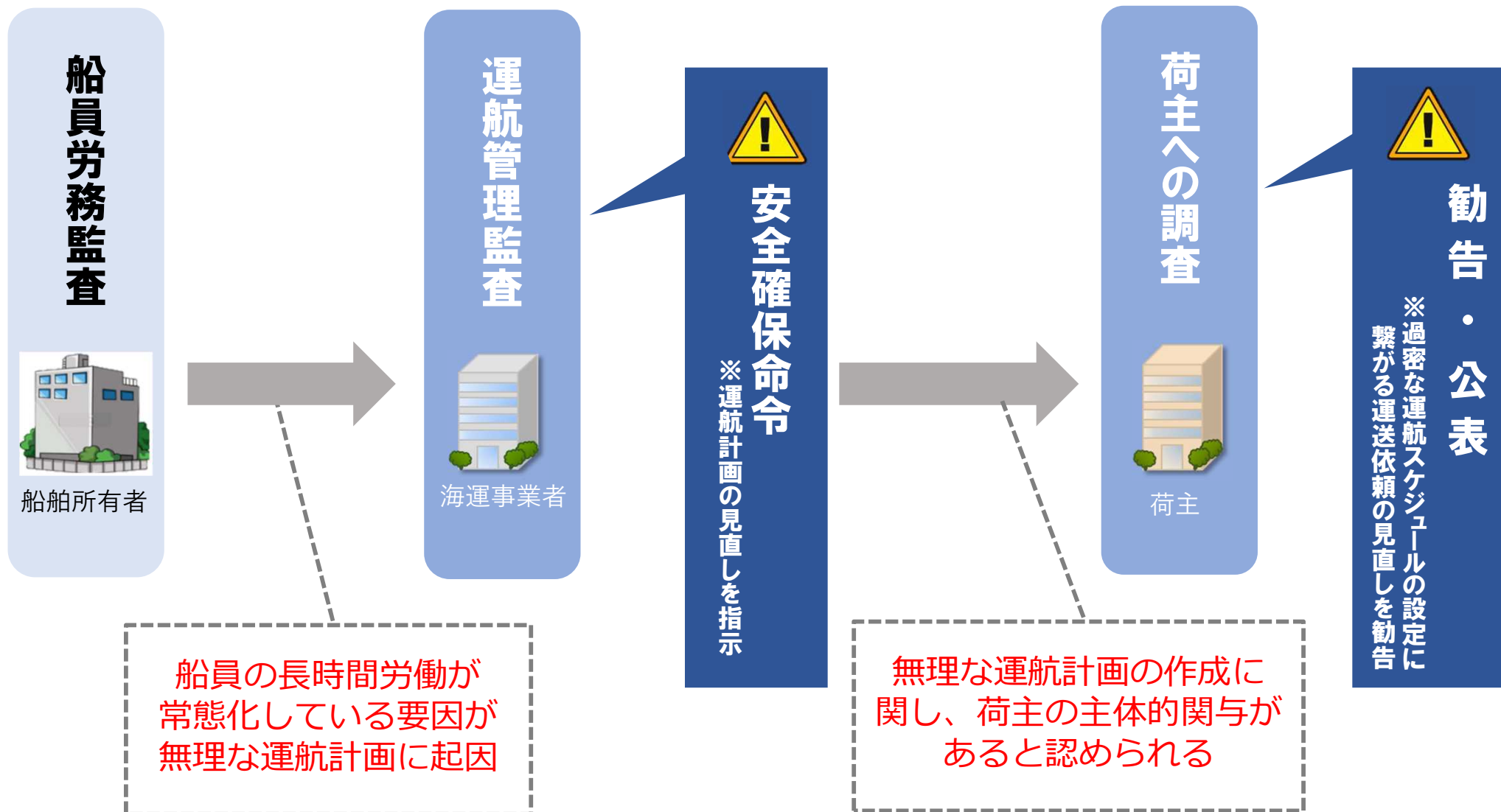


船長



## 船員労務監査により船員法違反を確認

⇒当該違反が**運航計画に起因**する場合は**運航管理監査等**を実施



# **(5)適正な就業機会の確保 (船員職業安定法の改正)**

- ✓ 船員職業紹介機関（地方運輸局等・無料船員職業紹介事業者）は、不受理事由に該当する求人者からの求人の申込みを受理しないことができる
- ✓ 求人者は、船員職業紹介機関から自己申告の求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければならない

## 求人不受理事由

改正前

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人



## 改正により追加

改正後

- ④ 一定の労働関係法令違反のある求人者による求人
- ⑤ 暴力団など（※）による求人  
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ 船員職業紹介機関からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人

労働関係法令違反を繰り返すような事業者は求人が不可能に



- ✓ 船員派遣事業や無料の船員職業紹介事業の許可については  
陸上同様の制度とするため、**欠格事由が追加**

## 追加された欠格事由(船員派遣事業)の例

### 許可取消し

- ① 【法人】許可取消しを受ける原因が発生した当時、役員であった者で取消してから5年以内
- ② 許可取消しに係る聴聞の通知から処分・不処分の決定までの間に事業廃止の届出をした者で、届出から5年以内

等

### 暴力団など

- ① 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年以内 (=暴力団員等)
- ② 暴力団員等がその事業活動を支配
- ③ 暴力団員等を業務に従事させ、又は補助者として使用するおそれあり
- ④ 【法人】役員の中に、①～③に該当する者あり

等

## 職業紹介における求人申込みから契約締結までの流れ

※赤字・赤枠部分が今回の改正箇所

① 【求人者→地方運輸局長】  
求人申込み時に、従事すべき業務の内容・労働条件の明示

(職安法第16条第1項)

② 【地方運輸局長→求職者】  
紹介時に、従事すべき業務の内容等の明示

(職安法第16条第2項)

求人者が**従事すべき業務の内容等を変更等**するとき

③ 【求人者→求職者】  
**従事すべき業務の内容等の変更等の明示**

④ 【船舶所有者→船員】  
雇入契約（雇用契約）締結前の書面交付

⑤ 雇入契約（雇用契約）の締結

⑥ 【船舶所有者→船員】  
雇入契約の成立時の書面の交付

従事すべき労働条件の内容等の変更等の明示については、

- 無料の船員職業紹介事業
- 船員の募集
- 無料の船員労務供給事業にも準用

# **(6)船員の健康確保**

## **(船員労働安全衛生規則等の改正)**



## 船員の現状

長期間の職住一体の集団生活  
(医療機関に頻繁にかかれない)

内航貨物船員は  
50代以上の中高年が50%  
(うち半数以上が60代)\*



1日4時間×2回の当直が基本  
長時間労働が課題



陸上労働者より疾病発生率が高く  
肥満やメタボリックシンドロームの  
割合も高い

船員の高ストレス者の割合は、  
全産業中「製造業」に次いで高い

## 問題点

- ✓ **指定医・健康証明を通じた、船員個人による健康管理が中心**
  - ・ 指定医は船社ごとの契約ではなく、船社全体での健康管理ができない
  - ・ 健康証明の合否のみに関心が偏りがちで、事後措置や保健指導が低調
  - ・ 過労死やメンタルヘルスについての職場での対応が手薄になりがち
  
- ✓ **衛生管理者・衛生担当者による船内衛生管理**
  - ・ 船員の労災防止などに関する医療職への相談の機会がない
  
- ✓ **安全衛生委員会等による職場改善活動**
  - ・ 委員会のメンバーに医療の専門家が参加する機会がない  
(陸上では産業医が参加)

常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に義務付け

（上記以外の船舶所有者は努力義務）

全ての船舶所有者に義務付け

## ①産業医による健康管理等

- 船舶所有者は、**産業医を選任**
- 産業医による船内巡視、健康教育・健康相談等

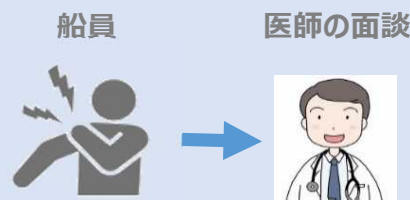


年1回船内巡視・船員の健康管理など



## ②過重労働者への面接指導

- 長時間労働（月240時間超）で、疲労蓄積が見られる船員への**医師による面接指導**
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き必要に応じ、就業上の措置（※1）を実施



## ③ストレスチェック

- 年1回の医師等によるストレスチェック**。高ストレス者への面接指導
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き必要に応じ、就業上の措置（※1）を実施



## ④健康検査の見直し

- 健康証明のための**健康検査（※2）の結果を通じ、船員の健康状態を把握**
- 異常ありと診断された船員について、医師の意見を聴くほか必要に応じ、就業上の措置（※1）を実施



※1 労働時間の短縮、作業内容の転換、乗下船期間の配慮等

※2 健康検査の項目について、健康管理の観点から、項目（貧血検査等）の追加等見直し

## 健康検査の項目の見直し (船員法施行規則の改正により措置)

✓ 船員の健康管理の観点から、健康検査について、次の検査項目を追加。

<b>既往歴の調査</b> (※1) <small>(服薬歴・喫煙習慣状況含む)</small>	<b>業務歴の調査</b>	<b>自覚症状・他覚所見の有無の検査</b>	<b>BMIの検査</b>
<b>血液型の検査</b> (※1) <small>(AOB式及びRh式)</small>	<b>貧血の検査</b> <small>(血色素量・赤血球数)</small>	<b>国際航海に従事する船員(※2)に対する検査</b> <b>腹部画像検査</b> <b>血中尿酸量検査</b> <b>B型肝炎抗体検査</b> <small>(※3)</small>	

- ※1 現行では検査項目として明示されていないが、健康証明書の様式には記載欄が設けられているもの。
- ※2 「国際航海に従事する船員」とは、6か月以上の期間にわたり国際航海を行い、その間本邦に寄港しない船舶に乗り組む予定のある船員をいう。
- ※3 「腹部画像検査」は、胃部エックス線検査（胃部内視鏡検査でも可）及び腹部超音波検査により行う。

✓ 船舶所有者は、健康検査の結果について医師の診断の結果が記載された書面(※)を船員に提出させ、5年間保存。  
※その写しでも可

健康証明書



血糖	130	貧血	15.0
血中脂質検査	90	血圧	120/80
肝機能検査	110	尿酸値	7.5

+

### 診断結果 (イメージ)

氏名: ○○○		年齢: ○歳	
血糖	C	貧血	A
血中脂質検査	A	血圧	A
肝機能検査	C	尿酸値	B
医師の所見		要経過観察 (○ヶ月後再検査)	

※ 検査の結果、所見がない場合や所見の項目が少ない場合は健康証明書の備考欄に医師の診断結果を記載することも可

A:異常なし B:要観察 C:要再検査 D:要治療...

## **(7)多様な働き方の実現**

## 船員手帳など船員法関係資格等の申請書式や資格証明書式を改正し 旧姓併記を可能に（通達で先行して実施）

### 「船員手帳交付申請書」

第十二号書式（第二十九条関係）（日本産業規格A列4番）

取 入

船員手帳交付申請書

年 月 日

殿

申請者氏名  
( 旧姓併記を希望する)

性別 ( )

年 月 日生

本 籍  
現住所

船員手帳の交付を受けたいので、船員法施行規則第28条の規定により申請します。

記

1 船舶所有者の住所及び氏名又は名称

2 以前に船員手帳を受有していた者にあつては、その船員手帳番号

記載心得

1 船員手帳へ旧姓併記を希望する場合は、にレ点を付した上で氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記載すること。

2 外国人にあつては、「本籍」にかえ、その「国籍」を記載すること。

3 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。

### 「船員手帳（三）」

ふ り が な 氏名及び性別 (旧姓)	しょうじ か い じ い ち ろ う 庄 司 (海 事) 一 郎
Name (Former surname)	SHOJI (KAIJI) Ichiro male female
本 籍 Nationality	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 Japan
生 年 月 日 Date of birth	昭和 56 年 11 月 3 日 Nov. 3, 1981

多様な働き方の実現に向け、  
行政のみならず社内手続き等においても  
希望者の旧姓使用を可能とする取組が有効

## ✓ 国土交通省ウェブページに「船員の働き方改革」特設ページを開設



説明会情報  
(説明会資料)

法令改正の概要

お役立ちツール

リンク集

お問い合わせ

- ・ 労務管理の適正化に関するガイドライン
  - ・ 船員の働き方改革の手引き
  - ・ モデル就業規則（船員版）
  - ・ 船内供食改善ガイドライン
- 等

船員の働き方改革



URL

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000026.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html)

## 船員の労務管理の適正化に関するガイドラインを 「船員の働き方改革」特設ページにて公開

### 「ガイドライン」の主な内容は2つ

#### 労働時間の範囲の明確化

- ◆ 船員法の労働時間の考え方
- ◆ 労働時間該当性の判断に当たり考慮すべき要素
- ◆ 労働時間に該当する／しない作業の例示

#### 船員法改正後の船員の労務管理体制

- ◆ 船舶所有者、労務管理責任者、船長の責任・役割
- ◆ 労務管理記録簿の作成・備置き
- ◆ 労務管理上の措置

「船員の働き方改革の手引き」も公開中  
船員法上の労働時間、  
休憩時間、休日、有給休暇等についても解説





- ✓ **モデル就業規則（船員版）** を「船員の働き方改革」特設ページにて公開中（※加工可能なword形式でダウンロード可能）

## 船員モデル就業規則

令和4年1月版

国土交通省海事局船員政策課

記載が必要な事項を網羅

給料その他の報酬、労働時間  
休日及び休暇、定員 等

- ✓ 船員の実業規則を定めていますか？
- ✓ 既存の実業規則を見直していますか？

最新の法令を踏まえ、労働者側と合意の上  
就業規則を作成・見直しましょう

労使の無用のトラブルを防ぎ、  
労使ともに安心できる  
快適な職場を！



- ✓ 船員の健康と魅力ある職場づくりには、食事が重要
- ✓ **司厨員が乗船しない内航船の船内供食改善ガイドライン**を「船員の働き方改革」特設ページにて公開



調理担当船員の負担軽減や船員の教育に活用を

## 船内供食の改善が必要？

- ✓ 健康に配慮した美味しい食事を取っていますか？
- ✓ 調理担当船員の負担軽減は必要ありませんか？
- ✓ 生活習慣病の予防のための健康管理意識の増進を！

## 推奨される取組例

船内の設備等の改善・充実

寄港地の設備等の改善・充実

宅配サービス等の活用

船員の健康管理意識の増進



- ✓ より働きやすい条件が求人票から把握できるよう、項目を追加（R2.5～）
- ✓ キオスク端末で検索が可能
- ✓ R4.4より、無料船員職業紹介事業者（漁協など）が使用する求人票についても同様に措置

## 求人票(改正後、抜粋)

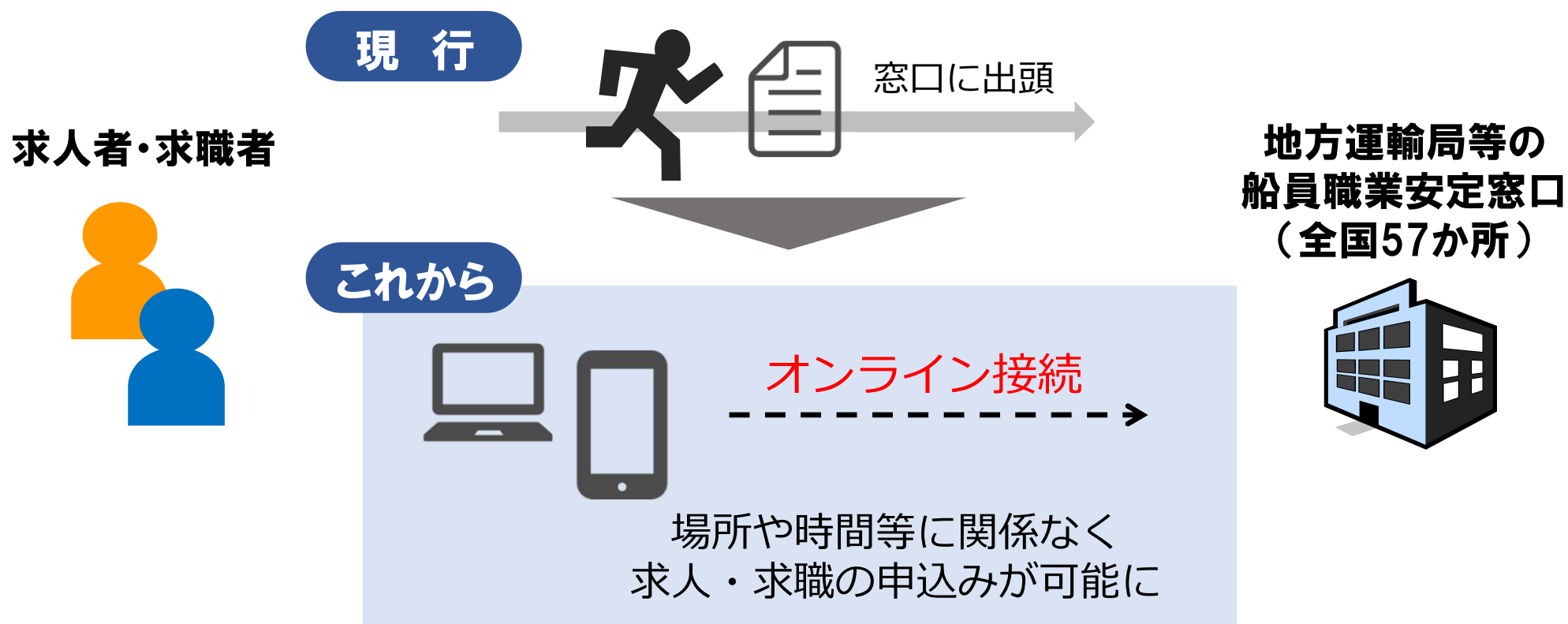
船内設備面における  
男女別の対応状況

乗下船サイクル


受付番号			※ 求人件数	件目	
船種	航行区域		総トン数	トン	
機関・出力	キロワット		乗組員数	人	
司厨専門の乗組員の乗船状況	乗船※1	不在	※1乗船の場合、下記補足事項欄に「常駐」や「乗船期間」等を記載すること		
船内LAN,Wi-fi設備への対応状況	対応済※2	未対応	※2対応の場合、下記補足事項欄に対応内容を記載すること		
船内設備面における男女別の対応状況	対応済※2	対応予定			
主要航路又は主な操業海域			主要積載貨物又は漁業種類		
賞与	年	回	(	ヶ月分又は	円)
昇給	年	回			
就業時間(操業中を除く)	1日平均	時間	残業(時間外)	1月平均	時間
休日	1月あたり	日	休暇	1年あたり	日
乗下船サイクル	乗船	ヶ月間	日間	基準労働期間	
	休暇	ヶ月間	日間	選考方法	
職種	求人数	人	業務内容		
年齢	不問	歳	～	歳	
雇用期間	常用雇用	期間雇用	(	年	月
海技免状	級	～	級	海上実歴	要(
その他特に必要とする資格又は経験					
月額手取賃金	円				～
					円

注 男女雇用機会均等法により、募集・採用等について性別を理由とした差別的取扱いは禁止

- ✓ 現行、求人者・求職者が原則、窓口で求人票・求職票を提出
- ✓ 利便性向上、窓口業務の効率化等のため、PC、スマホ、タブレット等によるオンライン申請を可能に



**サービス開始に向け準備中**

A woman with her hair in a ponytail, wearing a blue uniform, is looking through binoculars. She is in a control room with various instruments and windows. The background is slightly blurred, focusing on the woman.

みんなで前へ  
船員の  
働き方改革

**ご清聴ありがとうございました**